

地域運営を推進するための仕組みの整備（指針）

○ はじめに

「郡上市における小さな拠点とネットワークの形成」（概論）では、「基礎的な生活圏の中で分散している生活サービスや地域活動の場などを「合わせ技」でつなぎ、人やもの、サービスの循環により、生活を支える地域運営の仕組み構築を目指す」としています。

また、郡上市公共施設適正配置計画では、「今後も進む人口減少により、将来的に自治会等のコミュニティの維持が困難になることを想定し、小さな拠点とネットワークの考え方（旧町村単位＝1次生活圏を基本としており、比較的人口規模の大きい八幡地域及び白鳥地域には、概ね現在の小学校区単位ごとにサブエリアを設定）を示し、市民主体の地域経営の仕組みづくりを目指す」とし、「地域経営を推進するにあたっては、その活動拠点として公共施設を提供するほか、人材育成、財政的支援、情報提供など、地域経営主体が主体的に活動できる環境を整えとともに、地域と行政との連携及び協働によるネットワークやマネジメントを進める仕組みを構築する必要がある」としています。

市の重要な政策課題である「小さな拠点とネットワーク」の理念のもと、公共施設の適正配置を通じて、郡上市に相応しい地域運営、地域自治の方向性を明らかにするため、以下のとおり取り組むこととします。

1. 地域運営の仕組みづくりの必要性について

少子高齢化や人口減少などの社会情勢下において、広大な市域に点在した生活圏を有する本市では、行政サービスはもとより医療、福祉、商業等生活に必要なサービスを維持し、提供していくため、生活圏ごとに各種機能を集約するとともに、市街地と集落間を効率的につなぎ、より広い地域で必要とされるサービスを提供できる仕組みづくりが欠かせません。

また、多様化・複雑化する行政需要に対し、これまで以上にきめ細かい行政サービスが求められる一方、地域の担い手が減少していくことが予想される中、地域コミュニティの維持や、地域課題を解決していくためには、行政と住民や地域団体とが協働のもとで役割分担をしながら地域運営を考え、推進していくことが極めて重要となります。

郡上市公共施設適正配置計画に示すように、地域内の課題に対し、地域住民自らが課題解決に向け主体的な活動や持続的な実践活動に取り組むための活動拠点施設として「（仮称）地区活動センター」を提供するとともに、人材育成、財政的支援、情報提供など地域が主体的に活動できる環境を整備するなど、地域と行政が連携した地域運営を推進するための仕組みづくりが必要です。

2. 地域運営を推進するための仕組みの整備にあたっての基本的な考え方

（1）小さな拠点とネットワークの単位（エリア）設定と地域課題解決に取り組む単位の考え方

「小さな拠点とネットワーク」とは、一定のエリアの中で日常生活に不可欠な施設・機能等を集約・確保し、そのエリアの中で、従来の集落の範囲や単独の自治会等では継続することが難しい活動や事業を連携して取り組みながら住民主体の地域運営を行い、不足するものをネットワークで補うことで地域を維持していくことです。

エリアの設定については、生活圏域の最小単位を「班」や「組」、最大単位を市域として捉えた場合、

行政サービスの諸機能を有し、市域とのネットワークを構築できる旧町村の単位（1次生活圏）を「小さな拠点エリア」とし、人口の集積状況、地域面積、これまでの生活文化や歴史的経緯などを勘察し、八幡、白鳥エリアについては、小学校区を基本としたエリアを、生活に最低限必要な一定の機能を有する「小さな拠点のサブエリア（1次生活圏補完エリア）」として位置付けています。

そのエリアの中で「生活拠点」をどのように配置するか、また、生活利便機能をどのように確保していくかなどの課題に、行政と地域が連携・協働して課題解決に取り組むことを目指します。

（２）「地域運営組織」の設置について

人口減少や少子高齢化が進む中、地域コミュニティを維持し、地域で必要な生活サービス等を享受できる環境を維持していくためには、住民自らが地域内の課題を自分事として捉え、行政と地域住民との適切な役割分担のもと、地域での暮らしを支える活動を「住民主体」で取り組むことが望まれます。

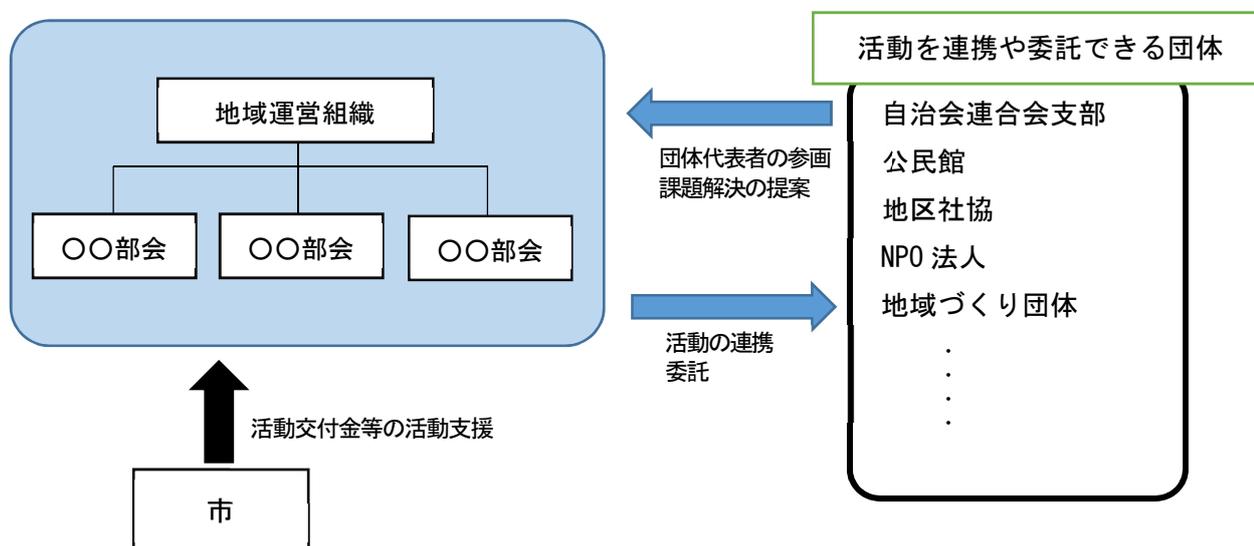
その取組みを行うには、地域住民が世代を超えて連携・協力するとともに、地域内の各種団体が専門的知見を活かしながら地域の活動に加わるなど、地域内の多様な人材が参画し、持続可能な地域づくりを行う組織（以下「地域運営組織」という）の設置が必要です。

住民主体の地域運営組織は、様々な地域課題の解決や地域運営に総合的に取り組む役割を担うもので、課題解決のための取組を企画立案し、実行する機能を備えることを目指します。

本市では、郡上市住民自治基本条例第14条により、「地域の課題を共有し、市民自らが考え、議論しながらその解決に向けて取り組み、地域の特色をいかしたまちづくりを進めることを目的とした組織」として「地域協議会」を設置しており、地域によっては、すでに「小さな拠点とネットワーク」の考え方をもとに、地域の課題や将来について協議し活動を行っています。そのため、当面は、新たに組織を形成するのではなく、「地域協議会」が地域運営の役割を担っていくことを基本的な考え方とし、推進していきます。サブエリアがある八幡地域、白鳥地域においては、そのエリア設定を踏まえた上で、「地域協議会」においてサブエリア単位の活動や支部の体制を検討するよう促していきます。

ただし、それらの検討を進める中で、地域協議会以外での地域運営組織の設立を希望する地域があった場合には、実情に合わせた体制の構築を検討していきます。

■地域運営組織と各種団体との関係（イメージ）



(3) 将来的な地域運営組織のあり方について

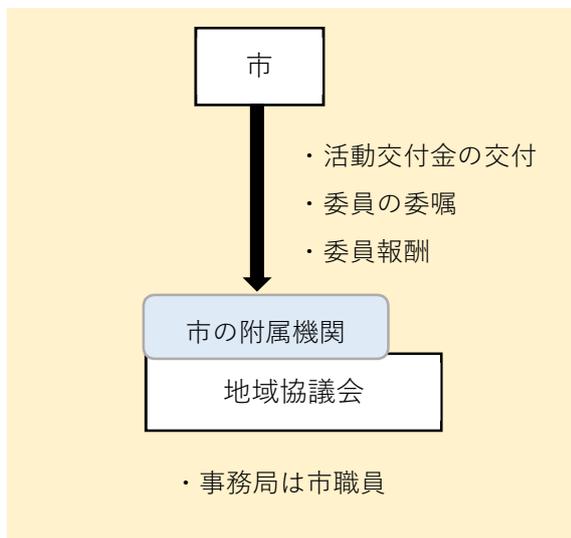
地域運営組織は、行政との適切な役割分担のもと、「公助」のパートナーとして活動を行う自立した組織であることが望まれます。

現在、地域協議会は市の附属機関として設置され、協議会の委員は任期2年ごとに市長の委嘱による非常勤特別職職員として、地域を構成する様々な団体の代表者等で組織されています。また、附属機関であるため、市職員が事務局を務めています。

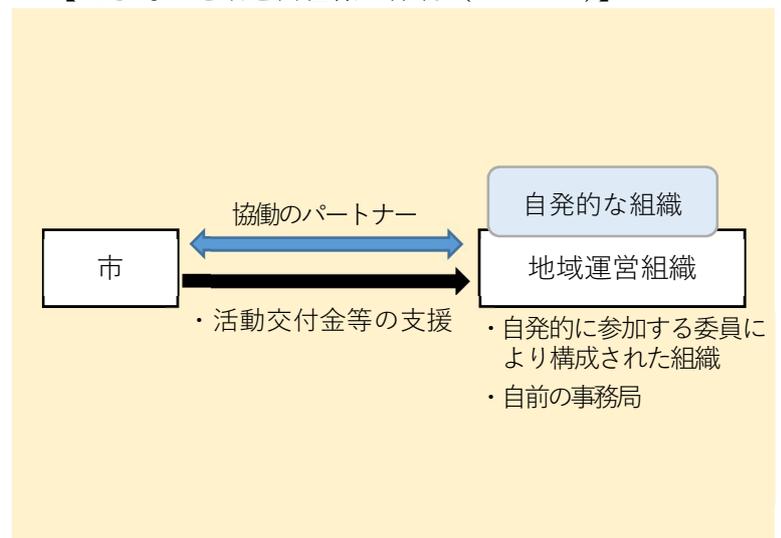
しかしながら、自立した組織である地域運営組織を形成していくためには、現状の地域協議会とは別の体制が必要となります。このため、現在の地域協議会の中で、具体的な組織の体制や取組みの内容などについての協議、検討を進めるとともに、市職員は、自立した組織としての始動に向けて、例規整備を含め、事務局のあり方や行政の支援の具体的な方法等を検討していきます。

■現状の地域協議会と理想的な地域運営組織の体制

【現状の地域協議会の体制】



【理想的な地域運営組織の体制（イメージ）】



(4) 「地域運営組織」が取り組む内容について

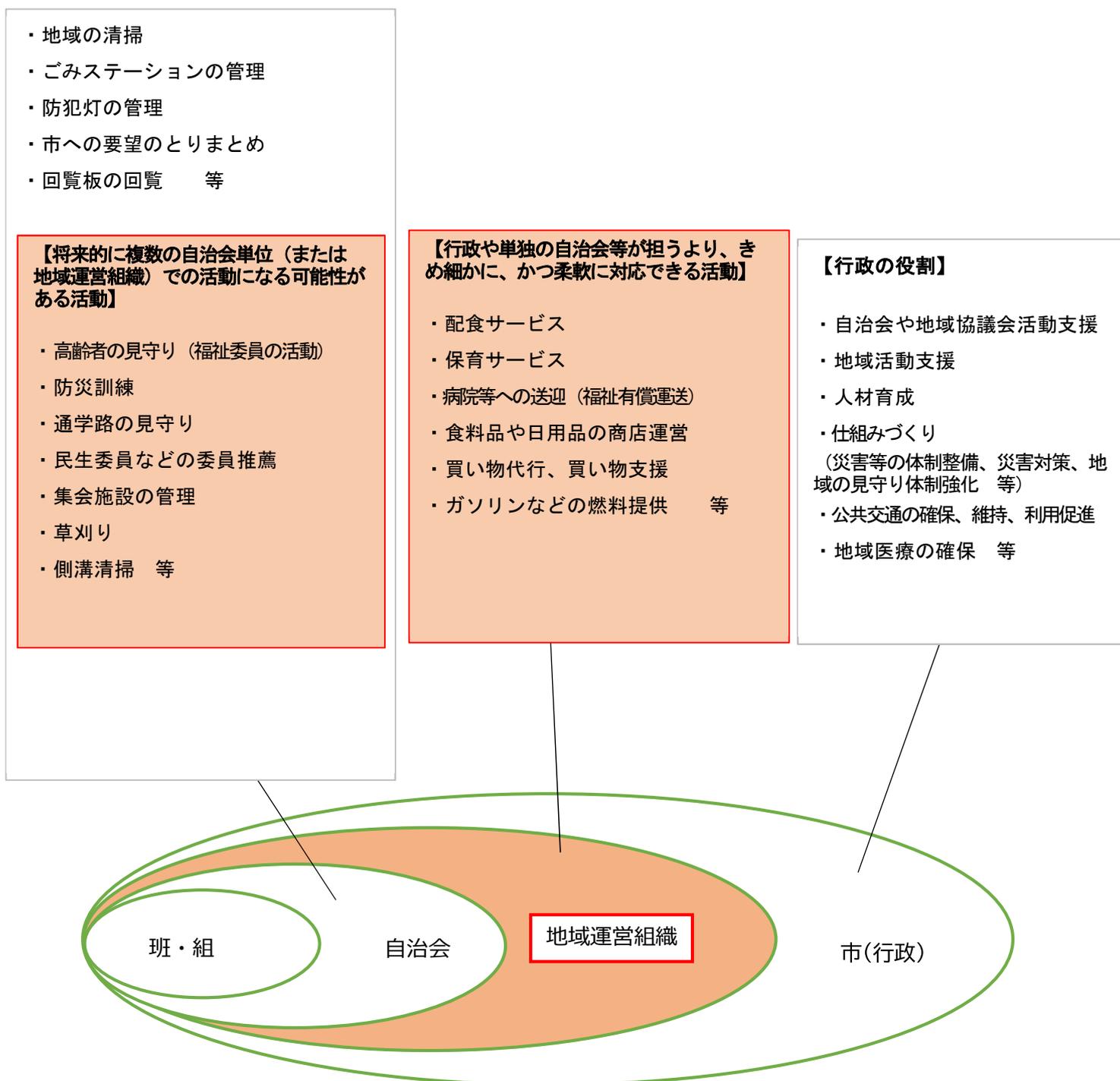
社会情勢の変化を背景に、行政需要や地域課題が増加する一方で、高齢化等による「自助」の限界、自治会等の「共助」機能の衰退が予測される中、「自助」を支える新たな「共助」の担い手となり、かつ、協働による「公助」のパートナーとして地域課題の解決に取り組むことが地域運営組織の役割になります。

この役割を果たすため、行政や自治会等との役割分担を明確にしたうえで、今後増加することが予想される単独の自治会では解決することが困難な課題や自治会単位では担いきれない課題、複数の自治会等が連携して取り組む方が効果的な取組ができる課題、行政と地域住民との役割分担の中で、行政が行うよりもきめ細かに、かつ柔軟に対応ができる課題など、地域の運営に必要な様々な課題に対し、総合的に取り組むことを想定しています。

【地域運営組織が担っていく主な役割】

- ・ 単独の自治会等では担いきれない課題に対する活動
- ・ 複数の自治会等が連携して取り組む方が効果的な取組ができる課題に対する活動
- ・ 行政と地域住民との役割分担の中で、行政が行うよりもきめ細かに、かつ柔軟に対応ができる案件に対する活動

■ 「地域運営組織」「自治会」「行政」の役割イメージ



3. 地域運営を推進するための仕組みの整備に向けての展開

(1) 地域との合意形成

「小さな拠点とネットワーク」の理念のもと、活発に活動を行う地域協議会がある一方で、協議が中心で実践行動が少ない地域協議会や、地域のイベントや美化活動など、一部の活動にとどまっている地域協議会があるなど、地域協議会の活動内容に地域差があるのが現状です。

そのため、地域協議会において長期的視点における地域課題を抽出するワークショップや取組事例の提示等を行い、「小さな拠点とネットワーク」の考え方の啓発を強化し、地域協議会はもとより、地域の各種団体や地域住民との合意形成を図っていきます。

(2) 地域運営組織の活動の支援

市職員は、「小さな拠点とネットワーク」の考え方の啓発を行うとともに、各振興事務所と政策推進課は、「地域協議会」が地域運営組織の役割を担うためのコーディネートをしながら、当面は事務局を担っていきます。

自立した組織の形成に向け、地域運営組織の事務局体制を支援する仕組みづくりを検討します。

また、地域の課題整理や取組の方向性に対する助言など地域の調整役を担うほか、関係各課と連携し、地域運営組織が行う諸活動を支援するため、実践活動に対する情報・資料の提供、ノウハウの提供などの支援を行うこととし、そのための仕組みづくりを進めます。

(3) 地域運営組織が取り組む活動の計画策定と財政支援の仕組みづくりについて

「地域協議会」が地域運営組織としての役割を果たしていく活動について明確化し、共有することが必要です。そのため、地域運営組織が主体的に取り組む活動について、課題の整理と解決のための実践活動の内容、実施方法、収支計画などを明らかにする地域運営組織の活動計画（以下「地域運営プラン」という）の作成を要請します。

市は、地域運営プランの作成に際して必要な助言等を行うとともに、計画に掲げた事業に対し、「地域協議会活動交付金」の活用等において、現在の交付金制度では対象外である、収入を伴う活動などにも活用できる、より自由度が高い交付金制度を検討していきます。

(4) 地域運営組織の活動拠点について

郡上市公共施設適正配置計画に基づき、地域の活動拠点となる施設「(仮称) 地区活動センター」は公民館等を中心に、地域の状況に応じて表1のとおり設定します。

地域の活動拠点施設は、今後も公共施設として保有することを基本としていることから、同計画上「譲渡」や「検討」となっている施設については必要な見直しを行います。また、管理運営については、地域の活動拠点施設にふさわしく、地域力・市民力を活かした管理運営手法を検討します。

表 1 : 地域運営組織の活動拠点想定施設 ((仮称) 地区活動センター)

地域	サブエリア	支部 の想定	地域運営組織の活動拠点 想定施設 ((仮称) 地区活動センター)	適正配置計画に おける施設方針		本行動計画を 踏まえた 施設方針
				機能	施設	
八幡	市街地	市街地	八幡公民館	継続	継続	継続
		小野	郡上八幡青少年センター	継続	継続	継続
	川合	川合東部	川合農村環境改善センター	継続	継続	継続
		川合西部	八幡第2コミュニティ消防センター	継続	譲渡	継続
	相生	相生	相生公民館	継続	継続	継続
		那比	那比社会教育施設	継続	検討	継続
	口明方	口明方	口明方コミュニティ消防センター	継続	継続	継続
	西和良	西和良	西和良公民館	継続	譲渡	継続
-	小那比	小那比公民館	継続	譲渡	継続	
大和	-	-	大和庁舎	継続	継続	継続
白鳥	白鳥	白鳥	白鳥ふれあい創造館 (支部での活動を行う場合の拠点施設 は検討中)	継続	継続	継続
		大中				
		那留				
	牛道	牛道				
	北濃	北濃				
石徹白	石徹白					
高鷲	-	-	たかす町民センター	継続	継続	継続
美並	-	-	日本まん真ん中センター	継続	継続	継続
明宝	-	-	明宝コミュニティセンター	移転	廃止	移転 (明宝保健 センター)
和良	-	-	和良町民センター	移転	廃止	移転 (検討中)

※八幡地域は、公民館単位で地域づくり団体を構成している地区が多く、それらの地区ごとに支部を置いている。今後、人口減少や高齢化による担い手不足等の状況によってサブエリア単位の活動へ移行していくと想定されるが、現在の活動状況を踏まえ、各支部に拠点施設を設定する。このため、川合西部、那比、西和良、小那比地区の拠点施設については施設方針の見直しを行う。

※白鳥地域は、地域づくり団体を有した地区が少なく、基本的に地域全体で活動を行っている状況から「白鳥ふれあい創造館」を拠点施設とするが、白鳥地域は人口も多いことからサブエリア単位（公民館）を基準に地区ごとの課題解決について協議・検討を進めていく想定としている（地区ごとの拠点施設については検討中）。

※明宝地域の「明宝コミュニティセンター」は老朽化により廃止する方針としており、明宝地域エリア再編計画に基づき、廃止後は「明宝保健センター」へ機能を移転する。

※和良地域の「和良町民センター」も老朽化が顕著で、体育館内にはアスベストも散見されることから施設を廃止する方針としており、移転先については和良地域エリア再編計画において検討中である。

4. 地域運営の確立に向けた取組とロードマップ

① 地域との合意形成

- 地域協議会において「小さな拠点とネットワーク」の理念の啓発・取組事例の提示・長期的視点における地域課題の抽出や計画の策定等の支援を通して地域運営に関する意識醸成や活動へつなげていきます。
- 地域運営組織の委員構成や事務局体制等について、組織の自立へ向けた体制の検討を行います。

② 地域運営組織の活動の支援

- 行政と地域住民との役割を明確にし、地域協議会単位でのエリア内の現状と課題を整理します。
- 地域運営組織の事務局体制確立に向けた支援の仕組みづくりを行います。

③ 地域運営プラン策定と財政支援の仕組みづくり

- 地域運営プラン作成に向けた支援の仕組みづくりを行います。
- 使途の自由度が高い地域運営組織の活動交付金について実証実験や検討を行います。

④ 地域運営組織の活動拠点づくりについて

- 地域運営組織の収入を伴う活動などにも柔軟に対応できる拠点施設について検討します。
- 地域力・市民力を活かした管理運営手法を検討します。

取組項目	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
①地域との合意形成								
②地域運営組織の活動支援								
③地域運営プラン策定と財政支援の仕組みづくり								
④地域運営組織の活動拠点づくり								